

聖籠町告示第十三号

聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程の一部を改正する告示

聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成二十年聖籠町告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、次条以下に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）とする。

一 別表第二の左欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる者

二 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であつて、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であつて、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

第三条第一項第五号の次に次の一号を加える。

六 別記第七号様式による前条第一項第二号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

第八条第二項第七号を第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 別記第七号様式による第二条第一項第二号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

第十一条第二項第四号の次に次の二号を加える。

五 第二条第一項第二号アからキまでのいずれかに該当するとき。

六 次項の規定により提出すべき書類を、その定められた期間内に提出しないとき。

第十一条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3

町長は、参加資格者が前項第一号から第五号までのい

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

第7号様式（第3条、第8条関係）

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

聖籠町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。
また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、参加資格の取り消しなど、町が行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- 3 暴力団員と認められる者
- 4 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- 6 法人にあつては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。7において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- 7 法人にあつては、その役員のうち3から5までのいずれかに該当する者があるもの

別記第六号様式の次に次の様式を加える。
この期間を定めて、必要な書類の提出を求めること相
ずれかに該当する疑いがあるときは、その者に対し、相
当の期間を定めて、必要な書類の提出を求めることがで
きる。